

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第35回理事会

平成10年6月

平成 10 年 6 月 17 日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第35回理事会議事次第

【報 告】

(1) 韓国事業について

(2) その他

【議 題】

第1号議案 平成9年度事業報告及び収支計算書案承認の件

添付資料一覧

第35回理事会

平成 10 年 6 月 17 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【報 告】

(1) 韓国事業について … 1 ～ 9

- ・韓国でのアジア女性基金事業—今後の展開について(検討案) … 1
- ・軍隊慰安婦関連韓国政府の立場 … 2 ～ 3
- ・韓国大統領への理事長の手紙 … 4 ～ 6
- ・和田春樹氏の訪韓報告 … 7 ～ 8
- ・第313回水曜デモに臨んで … 9

(2) その他 10 ～ 17

- ・日本弁護士連合会への要望書 … 10 ～ 11
- ・元「従軍慰安婦」緊急支援と戦後補償を求める高槻市民の会からの要望書 … 12
- ・元「従軍慰安婦」緊急支援と戦後補償を求める高槻市民の会への回答 … 13 ～ 14
- ・日本の戦後責任をハッキリさせる会からの緊急要請書 … 15
- ・日本の戦後責任をハッキリさせる会への回答 … 16 ～ 17

【議 題】

第1号議案 平成9年度事業報告書(案) … 別添

このたびは、5月28-29日に開かれた慶南大学極東問題研究所とアメリカン大学の共催、ハンギョレ新聞社後援のシンポジウム "North Korea in Transition and Policy Choices" に招かれて訪韓したものである。シンポジウム終了後、韓国にのこり、6月3日帰国した。

5月27日にハンギョレ新聞のために慶南大学学長朴在圭氏と対談し、これが28日の紙面に掲載されたので、私の訪韓の事実が知れることになった。

滞在中以下の人々と会った。

5月27日 ハンギョレ新聞政治部長金孝淳氏

共同通信支局長平井久志氏

日本大使館政務部長の山本忠通公使

29日 前統一院長官、現韓国放送大学学長韓完相氏（金大中氏内乱陰謀等事件の被告）

30日 監査院委員長韓勝憲氏（金大中氏内乱陰謀等事件の被告、弁護士）

31日 統一部長官康仁徳氏

6月1日 金寿煥枢機卿

韓国政治学会会長、高麗大学アジア問題研究所長崔相龍氏

教育部長官李海チャン氏（金大中氏内乱陰謀等事件の被告）

韓国神学研究所所長金ソンジェ氏（市民連帯執行委員長）

2日 大統領政策諮問委員会委員長、高麗大学教授崔章集氏

金政治部長には、事態を訴えたが、金氏はハンギョレ新聞社内で先生のお立場を理解する者は私一人といってもいい状態だと言われ、原稿を書いて下されば、掲載すると約束された。私はハルモニの声を取材してほしいと要請した。

平井支局長は、未支給は10名程度になった、ということはすでに10名以上が両方から受け取ったということだと言い、朴外交通商部長官の訪日前の会見のさい、ハルモニから誓約書をとるのはおかしいと指摘したところ、それには答えず、基金側が挺対協が要求すること、たとえば慰霊碑建設などをしてくれればいいと言ったと話してくれた。

山本公使は、いまは韓国政府と交渉できる条件はないが、訪日準備が進む中でこの問題も再交渉できると言われた。私は基金の仕組みを変えることは、償い金の部分では不可能であると伝えた。政府資金による医療福祉援助の部分は再考する余地はある。そういうことで、韓国側と妥協できれば、のぞましいという点で意見が一致した。山本公使は平井支局長から朴長官の慰霊碑発言を聞いたと語った。

金枢機卿は、30年つとめられたソウル教区長のポストを辞された翌日であったので、少し消極的な姿勢のように感じられた。金田さんに会ったときのことを思い出されて、そのとき自分は基金を受け取ってはいけないと言ったつもりだと言われた。韓国では、アジア女性基金は日本政府が責任をのがれるためにつくった計略だと受け取られていると言われ、韓国の大義と日本の主張との間にはさまれてハルモニたちが犠牲になっているようだと認められた。しかし、韓国人の感情を考えなければならないと言われ、ご自身の植民地

時代の連絡船での警察の取り調べの話をされた。そして、問題は謝罪であり、それが真摯なものと受け取られるためには、天皇にはっきりと謝ってほしいと言われた。それさえあれば、解決するというのが枢機卿のお答えだった。

韓監査院委員長は政權の中で金大中さんにもっとも近い人と考えられる。韓氏も韓国人の感情を考えると、金大中氏もとてもやりにくい状況だと言われた。ハルモニの状況の説明はよく理解してくださったと思えるし、日韓条約の理解も明確であった。これを私が提案するような形で、「ともに生かす道」で解決するとしたら、よほど大きな政治をしなければならないが、日本側にその用意があるのかと尋ねられた。しかし、私は、韓氏に解決案と思えるものを金大中氏に伝えてくれるように求めた。

李文教部長官には会見を申し入れたが、欧州視察中であり、日程がとれなかった。帰国後も忙しかったようだ。文益煥牧師生誕80年の集会の席で会ったので、私の考える解決案を手紙で送っておいた。

金ソンジェ氏は、同じ集会で会った。私が話し合いたいと言うと、話し合おう、手紙を書いてくれ、と言われた。

崔路問委員会委員長は、日本の右傾化に関心を示した。東条英機の映画がきっかけである。そこでよく説明した。政府中心が謝罪とつぐないの立場に立ったので、右翼が決起しては敗北している、これは第三ラウンドだと説明すると、なるほどというような反応であった。彼ほどの人でも日本のことはわかりにくいということである。彼は日韓関係について提言があれば、送ってくれば、自分の提言にも取り入れるし、大統領にも和田の意見として見せると言ってくれた。後日「従軍慰安婦」問題も含め、提言をおくると約束した。諮問委員会の中には、私の友人の河龍出ソウル大外交学科教授もメンバーになっている。彼は女性基金のことを理解している一人である。

金大中大統領は訪米直前で多忙であったようだ。訪米はよく準備されていたと思う。両国の外務省、国務省の元官吏、学者のフォーラムが検討結果を発表した。北朝鮮に対する政策もほぼ合意されている。金大統領の8月15日演説、10月の訪日に向けて、日韓でさまざまな討論が行われて、その中で「従軍慰安婦」問題も含められるのがのぞましい。

第313回水曜デモに臨んで

去る92年に始まった挺身隊問題対策協議会の水曜デモは、今日で313回を迎える。先般、98年5月7日、韓国政府は日本軍慰安婦ハルモニ(ママ)へ政府の支援金3千150万ウォンと国民誠金3百万ウォンとを合わせ、1人当たり3千4百50万ウォンを支給することを決定し、今日現在136名に支給した。このような結果は、これまでの3年間、日本政府の欺瞞的な国民基金(ママ)支給の策動を阻止するために闘ってきたハルモニたちと市民団体らの努力の結実であると思える。これによって、ハルモニたちの生活が少しでも安らかになると考えれば、意味あるものと言えよう。

我々政府が挺身隊ハルモニたちに支給した支援金についての政府の決定は、慰安婦への補償において道徳的優位を確保しようというこにのみ終わってはならない。政府は日本政府の賠償を政府次元では要求しないという方針を撤回し、日本政府に慰安婦問題に対する犯罪行為を明確に認めさせ、また、犯罪に対する補償を受け入れさせることに最善を尽くさなければならない。

挺対協及び水曜デモに参加する様々な団体は、これまで、実に312回に及ぶデモを通じて 1. 戦争犯罪 2. 真相究明 3. 公式謝罪 4. 戦犯者処罰 5. 資料館建設 6. 被害者たちに対する賠償 7. 歴史教科書記録 をたゆみなく要求してきた。

この要求事項は今回の状況でも撤回したり妥協したりできないものである。さらに、我々は帝国主義的妄想に陥り続け、傲慢で真実を誤った方向に導いている日本及び日本政府が歴史の前で真に反省し、被害者ハルモニの前にひざまずいて謝罪するその日まで、我々ハルモニの問題に「いいかげんに」対応してきた者たちの良心の声が目覚めわき上がり、我々の掛け声にしたがって声高く叫ぶその日まで、我々の孤独な水曜デモは続けられるであろう。

我々はもう一度我々の要求を声高く叫ぶ。

日本政府は国際法に従って被害者に対し謝罪し賠償せよ！

日本政府は民間基金を撤回し特別法を制定せよ！

日本政府は責任者を処罰せよ！

日本政府は日本軍犯罪についての真相を究明せよ！

韓国政府は日本政府に謝罪と賠償を強く要求せよ！

韓国政府は自主外交を実現せよ！

1998年5月20日

第313回水曜デモ参加者一同

日本弁護士連合会
会長 鬼追 明夫 様

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
理事長 原 文兵衛



要 望 書

日頃の貴会の人権問題への貢献に敬意を表します。

「従軍慰安婦」問題における貴会の3月6日付けの勧告書（日弁連総第103号）ならびに2月13日付けの「従軍慰安婦国家賠償請求事件調査報告書」を拝読しましたが、私ども、財団法人女性のためのアジア平和国民基金にかかわる記述で、事実誤認と思われる点がありますので、下記の諸点について指摘させていただき、貴会が適切な処置をとられるよう要望いたします。

つきましては、この要望書に対する貴会の見解を文書にてお送り下さるようお願いいたします。

誤認の箇所とその理由

- 1) 誤認の箇所 「勧告の趣旨」及び調査報告書の結論部分の「国民基金は....『従軍慰安婦』及びその支援団体の支持を十分に受けておらず....」
誤認の理由 アジア女性基金には、100名以上の被害者から基金事業の受け取りの申請があり、すでに70名以上の方々にお届けしています。従って、「支持を十分に受けておらず」との記述は、余りにも一方的であり、事実とは大幅に異なります。
- 2) 誤認の箇所 調査報告書の「第3、調査内容-3、国民基金に対する動向」の「...申立人団体の一つであるリラ・フィリピーナに所属している被害者からも25名中16名の受領者が出ている。このような経済的事情からフィリピンでは受領者が25名と他の2カ国に比べて多いが、それでも名乗り出た被害者が160名もあり、受領者は圧倒的に少数である。今後増えることが予想され、リラ・フィリピーナは被害者の受領は否定しないものの、国民基金には反対であることを繰り返し表明している。国民基金がフィリピンでも支持されているわけではない。」
誤認の理由 この調査報告書が作成された時点で、すでに100件を超える被害者

からの申請があり、受領者も25名以上の多数にのぼっていました。
また、受領したのはあたかも経済的事情によるかの記述は、一面的であり、被害者の名誉にも関わる問題です。何を根拠にしてこのような記述を行うのか説明を求めます。

- 3) 誤認の箇所 調査報告書の「第4、判断-4」の「...国民基金が各国の被害者の支持を得られていない現状を認識し....」

誤認の理由 先にも述べたとおり、100名以上の被害者からの申請があり、この調査報告書が作成された時点で、フィリピン、韓国、台湾で70名以上が受領していました。このような現状において、基金への聞き取りあるいは問い合わせは一切ないまま、調査報告書が作成され「支持が得られていない」との評価を下すのは一方的に過ぎます。

- 4) 誤認の箇所 同じく「2、申立の内容(3)」の「1996年3月、ILO専門委員会は被害者が性的奴隷であり、強制労働禁止条約に違反するという判断をし」との指摘です。

誤認の理由 「違反する」との指摘をILO専門委員会はしたのでしょうか。事実についてお調べください。

- 5) 「2、申立の内容(4)」の「内外に虚偽の宣伝をしている状況にある」との指摘ですが、「虚偽」とは何を指しているのかご指摘願いたい。

- 6) 「2、申立の内容(6)」の「『従軍慰安婦』とされた女性の名誉を害するような虚偽、不誠実な対応をしないよう」との指摘ですが、「虚偽、不誠実」とはどのようなことを指すのでしょうか。

アジア女性基金の事業の本質は、償いの気持ちを届けることであり、被害者はそれを正面から受け止めて下さっています。償いの気持ちの表明として日本国総理大臣の手紙とアジア女性基金理事長の手紙も付されており、償い金や医療福祉支援事業が多少なりとも被害者の生活支援に役割を果たしているのも事実です。アジア女性基金では、被害者のプライバシー侵害や非難の対象となることをさける観点から、現状では、国、地域別の受領者数の公表を差し控え、当面の間、受領者の総数の発表に限っています。しかし、公表できる点は、プライバシーに触れない範囲で行っています。アジア女性基金に対し、このような否定的な勧告や報告書を貴会が発するに際して、当基金に何らの照会もなく、情報提供の要請もなかった点は、残念に思います。貴会のような法律家団体にこそ、適法手続き(デュープロセス)を守って頂きたいと思います。

上記について、早急に文書で見解をお聞かせ下さるようお願いいたします。

1998年4月9日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文兵衛 殿

元「従軍慰安婦」緊急支援と戦後補償を求める高槻市民の会

代表 中兵実



要 望

日本は戦後50年を迎えたとき、アジア各国から過去の戦争に対する賠償を求める声が多数寄せられました。特に、アジアの元「従軍慰安婦」の人たちは、名譽を上げて旧日本軍に性的奴隷にされた事実を突き付け、日本国家に謝罪と賠償を求めました。一方、日本政府は慰安婦問題において国の関与を認めつつも国家賠償を回避し、道義的責任を果たすため「女性のためのアジア平和国民基金」（以下「アジア女性基金」）を設立し、元「慰安婦」だった人々に「償い事業」を始とした諸事業を実施するようになりました。

しかし、この「アジア女性基金」では、『日本国家の責任をあいまいにし、元「慰安婦」の尊厳は回復されない』として、今なお当事者をはじめとしたアジアの人々から猛反発を受け、混乱した事態に陥っていることは憂うべきことです。

わたしたちは、こうしたアジアの人々からの批判を真摯に受け止め、日本国民が正しい歴史認識を持つと同時に「アジア女性基金」に拠金し、政府は国家賠償をもって対処すべきだと考えています。そうしてこそ、初めてアジアの国々との真の意味での友好な関係が築けるでしょう。

ところが、今日の日本は、歴史に対する政府のあいまいな立場を反映して、その歴史を歪曲する国民が少なくありません。はなはだしくは、政府がその責任を認めている慰安婦問題ですら、「慰安婦は商行為だった。日本の教科書から削除すべきだ」と声高に主張する国民の動きが活発化しています。このような日本国内の現状を見たとき、いくら国民の拠金で元「慰安婦」に対する「償い事業」を実施しても、アジアの人々に国民の誠意をくみ取ってもらうどころか、逆に反発を招くことは火を見るより明らかです。

私たちは、こうした状況にあって「女性のためのアジア平和国民基金」が果た

す役割は非常に大きいと思います。特に、国民の誤った歴史認識を糾し、高齢の元「慰安婦」の人々が一日も早く安息の日々が送れるようにすることは、焦眉の急を要することです。

つきましては、下記の事項を要望しますので、誠意ある回答をいただきたいとします。なお、回答書は1週間以内に出していただき、その後、早急に私たちと意見交換する場を設定してください。

記

1. 政府に対して早急に国家賠償をするように強く働きかけること
2. 「慰安婦は商行為」と中傷する国民に対して、積極的な啓発をすること
3. 「償い金」200万円ではあまりにも少なすぎ、最低1千万円以上に増額すること
4. 国民が「アジア女性基金」にたいして歴史の反省をこめた募金が積極的にできるような取り組みこと
5. 「アジア女性基金」受付期間の5年の期限を撤廃すること
6. 「基金」と政府は、ハルモニたちが生涯安心して暮らせるよう、新たに生活ケア事業を実施すること
7. 「アジア女性基金」設立以前になくなった元「慰安婦」の遺族にも「償い金」を支給すること。
8. 本人の同意を得た上で元「慰安婦」から聞き取り調査し、それを歴史的資料として活用できるようにすること。

以 上

基業第 号

平成10年 月 日

元「従軍慰安婦」緊急支援と
戦後補償を求める高槻市民の会
代 表 中 浜 実

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文 兵 衛

要望書に対するアジア女性基金の考え方

日頃の貴団体のご活躍に心からの敬意を表します。

基金は、発足当初から、政府と国民が協力しあって、「慰安婦」にさせられた方々に対し、深い反省とお詫びの気持ちを届けるための償い事業を行ってきています。

このような立場から、貴団体からの要望書に対する、アジア女性基金の考え方を以下のうにのべさせていただきます。

要望書に、「政府に対して早急に国家賠償をするように強く働きかけること」とありますが、基金の中にも、政府の補償が必要という考え方もありますし、一方で「法的にも実際的にも困難」という意見もあります。

この違いを前提に、「年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならない」という点で一致し、償い事業を進めてまいりました。要望にある「政府に国家賠償を働きかける」ことは基金としては前提を変えることにもなり、現状ではむずかしいと思います。

「『慰安婦は商行為』と中傷する国民に対して積極的な啓発をすること」「国民が『アジア女性基金』に対して歴史の反省をこめた募金が積極的にできるように取り組むこと」については、アジア女性基金は啓発事業を重視し、今後も継続していくことになっています。

基金は、事業の一つとして、こうした問題が繰り返されないようにすることは重要なことと考え、「慰安婦問題を歴史の教訓とする事業」を行っています。この事業は、歴史的な事実を解明し、広く国民にその事実を知らせていくことが、再び繰り返さないことにつながるとの立場をとり、公教育の中でも、また社会啓発も重視しています。

その意味からも、要望にあるように、単なる「商行為」ではないことをパンフレット等で繰り返し述べています。また、募金を呼びかける際にも、歴史の教訓とする視点にたって、行ってまいりました。

「『償い金』200万円ではあまりにも少なすぎ、最低1千万円以上に増額すること」とありますが、募金状況などを踏まえて、多くの議論をへて償い金200万円を決定した経過があり、すでに実行しているという状況もあります。基金の関係者は、出来ればもっと金額を多くしたいと望んでもいますが、募金状況等を考慮した場合、現状の「200万円」もやむえないと考えています。

「『アジア女性基金』受付期間の5年間で撤廃すること」については、被害者が高齢であることを考えた時、短期間でより充実した事業を行うのが妥当と考え、5年間という期間を決定しました。

基金の中には、「死亡する方もいることを考えれば、5年間でも長すぎる」という意見もあり、出来るだけ短期間に充実した事業を進めるために、受付期間も5年間といたしました。

「『基金』と政府は、ハルモニたちが生涯安心して暮らせるよう、新たに生活ケア事業を実施すること」とありますが、現在基金が進めている「医療福祉支援事業」は、政府と基金との協議の上で決定し進めております。この事業をより充実させることで、少しでもハルモニたちの生活に役にたてばと考えています。

「『アジア女性基金』設立以前になくなった元『慰安婦』の遺族にも『償い金』を支給すること」については、もっともなご意見だと思いますが、すでに50年以上もたち遺族を証明するための方法等のむずかしい問題もあり、変更することは困難なことと思います。

「本人の同意を得た上で元『慰安婦』から聞き取り調査し、それを歴史的資料として活用できるようにすること」については、聞き取り調査も含め、「『慰安婦』問題を歴史の教訓とする事業」を進めており、今後も継続することとなっています。

歴史的な事実の解明を行うためには、聞き取り調査は不可欠なことと考えています。その意味でも、より充実させていく必要があります。

以上

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛殿

日本の戦後責任をハッキリさせる会

代表：臼杵 敏子

緊 急 要 請 書

今日（1998年4月21日）、韓国政府が元「従軍慰安婦」152人に対し、独自の支援金を支給し、貴基金による解決を容認しないと決定したと報道されました。また、韓国等の民間団体は、貴基金の解散を強く求めていると聞きます。

こうした状況になるまで、なんらの解決の策を講じなかった貴基金の責任は重大でありさらに日本国民から集めた4億8千万円の募金の意味も、高齢の被害者に対し十分生かすきれないままその方向性を提示しないまま現状に至っているのは、全くの無策としか判断のしようがありません。

さらに、97年1月、厳しい状況下で貴基金を受け取った韓国の7人のハルモニを始めとする被害者に対する韓国における差別や中傷に対して積極的な改善努力や姿勢も、貴基金としては明確にしてこなかったと言わざるをえません。

これまでこの問題を韓国の被害当事者とともに提起し、裁判による国家補償の実現を求めながら、現実的な方策として貴基金の改善と前進を具体的に求めてきた私たちとしては、現段階で次のことを強く要請します。

- 1、もう一度、この問題を政治的に論議し直すよう基金自ら申し立てをすること。
- 2、基金を受け取った韓国7人を始めとする被害当事者に対する緊急ケアの具体化。
- 3、首相の手紙を受け取った被害者に対する政府認知の明確化。
- 4、今日的女性問題の凍結。
- 5、歴史認識問題における基金の明確な意志表明。
- 6、慰安婦問題に対する積極的な事実解明。特に、元「慰安婦」からの聞き取り調査の収集と公表。

1998年4月21日

基業第 号

平成10年 月 日

日本の戦後責任をハッキリさせる会

代 表 白杵 敬子 様

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文 兵 衛

要請書に対するアジア女性基金の考え方

日頃の貴団体のご活躍に敬意を表します。

基金は、発足当初から、政府と国民が協力しあって、「慰安婦」にさせられた方々に対し、深い反省とお詫びの気持ちを届けるための償い事業を行ってきています。

こうした立場から、貴団体からの要請書に対して、アジア女性基金の考え方を以下のよ
うにのべさせていただきます。

要請書に、「もう一度、この問題を政治的に論議し直すよう基金自ら申し立てをすること」とありますが、基金の中には、政治的な論議の見直しが必要だという意見もありますし、一方で「法的にも实际的にも困難」という意見もあります。

こうしたさまざまな意見の違いを前提に、「年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならない」という点で一致し、償い事業を進めてまいりました。そう意味で、要請のように、基金として、政治的な論議を求めていくことは、むずかしいと思います。

「基金を受け取った韓国 7 人を始めとする被害当事者に対する緊急ケアの具体化」についてですが、現在基金が進めている「医療福祉支援事業」は、政府と基金との協議の上で決定し進めております。この事業をより充実させることで、少しでもハルモニたちの生活に役にたてばと考えています。

「首相の手紙を受け取った被害者に対する政府認知の明確化」については、基金の中にも同趣旨の意見があり、理事会、運営審議委員会等で議論を行なっているところです。

「今日的な女性問題の凍結」とあります。か、「慰安婦」問題を歴史の教訓としてこのようなことが二度と繰り返さないためにも、現在も起こっている女性問題に取り組むことは重要なことと考えています。

凍結ということよりも、今日的な問題に取り組むことが、慰安婦問題に対する基金の取り組みをより充実させることにつながるようすべきことだと考えています。

また、「歴史認識問題における基金の明確な意思表示」ということですが、アジア女性基金は「慰安婦問題を歴史の教訓とする事業」を行っています。この事業は、こうした

問題が繰り返されないようにすることは重要なことと考え、歴史的な事実を解明するための事業を行っており、今後も継続していきより充実させていきたいと思ひます。

「慰安婦問題に対する積極的な事実解明。特に、元「慰安婦」からの聞き取り調査の収集と公表」については、「『慰安婦』問題を歴史の教訓とする事業」は調査等を行うこととなっており、特に、聞き取り調査は、調査結果を公表する等、プライバシーの問題もあり慎重に行うべきことだと考えますがより充実させる必要があります。

以上

平成 9 年 度

財 務 諸 表 附 属 明 細 書

自 平成 9 年 4 月 1 日
至 平成 10 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

国庫補助金収入明細表

平成9年度

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額	入金年月日	備 考
国庫補助金収入	4, 5, 6月分	88,506,000	H9.5.26	
	7月分	62,943,000	H9.7.23	
	8月分	72,754,000	H9.8.27	
	9月分	54,890,000	H9.9.12	
	10月分	46,169,000	H9.10.9	
	11月分	31,052,000	H9.11.12	
	12月分	36,580,000	H9.12.8	
	1月分	7,796,000	H10.1.16	
	2月分	8,408,000	H10.2.4	
	3月分	13,999,000	H10.3.13	
合 計		423,097,000		

平成9年度事業報告書

平成9年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業並びに女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を下記のとおり実施した。

1 国民的な償いを表す事業

フィリピン、韓国に続き、平成9年5月2日に台湾で償い事業を開始した。平成10年3月末で償い事業をお届けした元慰安婦の方々は、総数で71名である。

2 医療・福祉支援事業

上記の方々に医療・福祉支援事業を実施した。

3 インドネシアにおける事業

インドネシアでは高齢者社会福祉施設5ヵ所が完成した。

4 女性の名誉と尊厳を守るための事業

(1) 啓発事業

- ①「私が考える今日の女性問題について」新聞広告を掲載
- ②アジア女性基金ニュースの発行
- ③アジア女性基金の広報・啓発資料の外国語版を制作
- ④「慰安婦」関係文献目録の作成、配布

(2) 国際会議の開催

女性並びに子どもに対する国際的人身売買及び商業的性的搾取に関する国際会議を開催した。(平成9年11月6日、7日)

(3) 調査研究事業

- ①「援助交際」に対する女子高生の意識と背景要因についての調査研究(委託)
- ②夫、恋人からの暴力を撤廃するための国際的活動に関する調査及び研究(委託)
- ③「慰安婦」関係資料に関する調査研究(3件、委託)
- ④武力紛争下における女性の人権についての研究

(4) 今日の女性問題に取り組む団体への支援事業

女性の名誉と尊厳を守るために活動する団体の事業を支援した。(9団体9事業)

(5) 総合相談事業

家庭内暴力等に悩む女性に対する相談業務を社団法人家庭問題情報センターに委託して実施した。

(6) メンタルケア技術開発事業

- ①「家庭問題にみる女性の人権侵害の実状」の分析研究(委託)
- ②性的被害者ケアのためのヒアリング調査

収 支 計 算 書

(収入の部)

(平成9年4月1日から平成10年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
1基本財産収入 基本財産収入		0	0	
2基本財産運用収入 基本財産利息収入	380,000	199,296	180,704	
3寄附金収入 寄附金収入	520,000,000	12,077,808	507,922,394	
4補助金収入 国庫補助金収入	423,097,000	423,097,000	0	政府より
5拠出金収入 国庫拠出金収入	184,677,000	185,153,541	△ 476,541	政府より
6雑収入 郵政省 受取利息 雑収入	2,556,000	1,688,369 148,171 1,700	867,631 △ 148,171 △ 1,700	
7借入金収入	40,000,000	40,000,000	0	
当期収入合計(A)	1,170,890,000	662,363,683	508,326,317	
前期繰越収支差額	1,153,190,000	994,023,745	159,166,255	
収 入 合 計(B)	2,323,880,000	1,656,387,428	667,492,572	

収支計算書

(支出の部)

(平成9年4月1日から平成10年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
1事業費				
償い金支給費	600,000,000	106,000,000	494,000,000	
女性名譽尊厳事業費	290,866,000	199,663,241	91,202,759	
医療・福祉支援事業費等	184,677,000	166,617,895	18,059,105	
ボランティア貯金援助事業	1,656,000	2,344,000	△ 688,000	
2管理費				
人件費	59,448,000	59,385,995	62,005	
事務費	72,783,000	77,036,966	△ 4,253,966	
3固定資産取得支出				
什器備品購入支出	0	464,100	△ 464,100	
4借入金返済支出				
借入金返済支出	40,000,000	40,000,000	0	
5基本財産取得支出				
銀行預金	0	199,296	△ 199,296	
6国庫返納金支出		86,546,698	△ 86,546,698	
7予備費	401,400,000	0	401,400,000	
当期支出合計 (C)	1,850,830,000	738,258,191	912,571,809	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 480,140,000	△ 75,894,508	△ 404,245,492	
次期繰越収支差額(B)-(C)	673,050,000	918,129,237	△ 245,079,237	

正味財産増減計算書

(平成9年4月1日から平成10年3月31日まで)

科 目	金 額			備 考
増加の部				
1 資産増加額				
当期収支差額	0			
什器備品購入額	464,100			
電話加入権購入額	0			
退職特定預金	2,743			
基本財産受入額	199,296	666,139		
増加額合計			666,139	
減少の部				
1 資産減少額				
当期収支差額	75,894,508			
退職特定預金取崩	740,410			
什器備品減価償却額	1,565,419	78,200,337		
減少額合計			78,200,337	
当期正味財産増加額			△ 77,534,198	
前期繰越正味財産額			1,045,038,669	
期末正味財産合計額			967,504,471	

貸借対照表

平成10年3月31日現在

科 目	金 額			備 考
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	1,017,026,931			
未収入金	570,669			
流動資産合計		1,017,597,600		
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	38,376,502			
基本財産合計	38,376,502			
その他の固定資産				
什器備品	7,844,757			
退職給与引当特定預金	2,611,825			
電話加入権	542,150			
その他の固定資産合計	10,998,732			
固定資産合計		49,375,234		
資産合計			1,066,972,834	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	98,534,067			
預り金	934,296			
流動負債合計		99,468,363		
負債合計			99,468,363	
正味財産の部				
正味財産			967,504,471	
(うち基本金)			38,376,502)	
(うち正味財産増加額)			△ 77,534,198)	
負債及び正味財産合計			1,066,972,834	

財産目録

平成10年3月31日現在

科 目			金 額		
資産の部					
1 流動資産					
預金現金					
現金	現金手許有価		88,169		
普通預金	三和銀行	101,035,063			
普通預金	三和銀行	20,195			
定期預金	三和銀行	200,712,698			
郵便貯金		195,135	301,963,091		
普通預金	郵政特別会計 三和銀行		1,046		
普通預金	補助金口 三和銀行		99,156,853		
普通預金	拠出金口 横浜銀行		615,817,772		
			1,017,028,931		
未収入金			570,669		
流動資産合計				1,017,597,600	
2 固定資産					
(1)基本財産					
普通預金	三和銀行	397			
定期預金	三和銀行	38,376,105			
基本財産合計			38,376,502		
(2)その他の固定資産					
什器備品	パソコン他	7,844,757			
電話加入権	3583-9346他	542,150			
退職給与引当特定預金		2,611,825			
その他の固定資産合計			10,998,732		
固定資産合計				49,375,234	
資産合計					1,066,972,834
負債の部					
1 流動負債					
未払金					
基金活動配賦金(貸、中)他			11,987,369		
補助金返還額			86,546,698		
未払金合計			98,534,067		
預り金	源泉所得税他		934,296		
流動負債合計				99,468,363	
負債合計					99,468,363
					967,504,471

計算書類に対する注記

1、重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品…定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は3に記載するとおりである。

2、基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期増額高	当期減少額	当期末残高
預 金	38,177,206	199,296	0	38,376,502
合計(基本金)	38,177,206	199,296	0	38,376,502

3、次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高	備考
現金預金 未収入金	1,158,701,106 6,796,865	1,017,026,931 570,669	
合 計	1,165,497,971	1,017,597,600	
未 払 金 預 り 金	168,504,900 2,969,146	98,534,067 934,296	
合 計	171,474,046	99,468,363	
次期繰越収支差額	994,023,745	918,129,237	

4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	10,208,526	2,363,769	7,844,757
電話加入権	542,150	0	542,150
合 計	10,750,676	2,363,769	8,386,907

監査報告書

平成10年6月11日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監事

橋本 豊 

平成9年4月1日から平成10年3月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の事実は認められない。

寄附金収支明細表

(平成9年4月1日から平成10年3月31日)

平成9年度

(単位:円)

科 目	収 入 内 訳	利 息 収 入	収入合計(A)	償い金支出(B)	差引計(A-B)
寄附金収入	前期繰越金	395,885,685	0	395,885,685	(普通預金 101,055,258)
	4月分	72,272	0	72,272	(定期預金 200,712,698)
	5月分	12,684	0	12,684	8,000,000 (郵便 195,135)
	6月分	4,162,645	0	4,162,645	10,000,000 計 301,963,091
	7月分	2,322,214	0	2,322,214	10,000,000
	8月分	3,000	171,969	174,969	6,000,000
	9月分	1,850,015	0	1,850,015	2,000,000
	10月分	192,395	0	192,395	12,000,000
	11月分	16,000	130,191	146,191	10,000,000
	12月分	42,312	113,473	155,785	
	1月分	25,880	176,644	202,524	18,000,000
	2月分	1,317,042	228,266	1,545,308	16,000,000
	3月分	885,574	159,695	1,045,269	14,000,000
	郵便振替口	195,135		195,135	
合 計	406,982,853	980,238	407,963,091	106,000,000	301,963,091

未払金明細表

(単位:円)

区 分		金 額	未 払 先	発生年月日	精算年月日	備 考	
補助金 基金運営	庁 費	5,000	三和銀行	H10.3.31	H10.4.1	外為手数料	
		2,194	郵便局	H10.3.31	H10.4.2	郵便物戻り(重藤)	
		525,000	(株)エジュコンサルタント	H10.3.31	H10.4.3	講師料	
		262	東京三菱	H10.3.31	H10.4.3	振込手数料	
		71,600	東京四社	H10.3.31	H10.4.6	タクシー代(2月分)	
		89,250	ファストネット	H10.3.31	H10.4.6	インターネット料金	
		52,185	オカモトヤ	H10.3.31	H10.4.7	シスボックス、出納帳等	
		3,150	総合警備	H10.3.31	H10.4.7	鍵立ち合い	
		210	総合警備	H10.3.31	H10.4.7	鍵立ち合い	
		283,500	久世コンサルティング	H10.3.31	H10.4.13	広報支援コンサルティング	
		630	久世コンサルティング	H10.3.31	H10.4.13	振込手数料	
		88,370	DHL	H10.3.31	H10.4.13	国際宅配便	
		420	DHL	H10.3.31	H10.4.13	振込手数料	
		91,774	(有)八東	H10.3.31	H10.4.13	電気料金(3月分)	
		10,830	KDD, IDC	H10.3.31	H10.4.13	電話料金(3月分)	
		630	三和銀行	H10.3.31	H10.4.15	残高証明(3通分)	
		143,973	NTT, 第2電電	H10.3.31	H10.4.20	電話料金(3月分)	
		45,780	郵便局	H10.3.31	H10.4.20	後納郵便料(3月分)	
		491,872	社会保険庁	H10.3.31	H10.4.20	社会保険料	
		3,305	ニフティ	H10.3.31	H10.4.20	インターネット費用	
		58,201	日本テレコム、KDD	H10.3.31	H10.4.27	電話料金(3月分)	
		合 計		1,968,136			

1998/5/23

未払金明細表

(単位:円)

区 分		金 額	未 払 先	発生年月日	精算年月日	備 考
専 断 事 業	諸 謝 金 庁 費	2,904,825	時事画報社	H10.3.31	H10.4.13	ホームページ(和・英語)
		420	富士銀行	H10.3.31	H10.4.1	振込手数料(ぎょうせい宛て)
		2,375	(株)青工社	H10.3.31	H10.4.3	ブック
		478,020	丸普	H10.3.31	H10.4.7	資料代(56冊)
		3,070	丸普	H10.3.31	H10.4.7	送料
		6,347,233	時事画報社	H10.3.31	H10.4.13	「アジア女性基金活動記録集」 (韓・中語)
		630	時事画報社	H10.3.31	H10.4.13	振込手数料
		282,030	アドバンテージリンクス	H10.3.31	H10.4.13	翻訳料
		630	アドバンテージリンクス	H10.3.31	H10.4.13	振込手数料
	合 計	10,019,233				

固定資産台帳・減価償却費明細書(1)
(平成9年4月1日から平成10年3月31日まで)

定額法 (単位:円)

資産名	数量	取得年月	取得価格	残存価格	耐用年数	使用月数償却率	期首簿価	期中増加	期中減少	除却年月	普通償却額	特別割増償却額	期末簿価
1両袖机(理事長)MC 220 DIT31	1	7,07	314,150	31,415	8	0.125	252,304	0			35,341		216,963
2会議用テーブル -W91WB	2	7,07	432,600	43,260	8	0.125	347,433	0			48,667		298,766
3肘掛回転椅子(理事長) CR-G377KD	1	7,07	226,600	22,660	8	0.125	181,989	0			25,492		156,497
4パーソナルコンピューター 富士通	1	8,03	252,350	25,235	6	0.166	211,508	0			37,701		173,807
5パーソナルコンピューター 富士通	2	8,03	473,800	47,380	6	0.166	397,117	0			70,785		326,332
6パーソナルコンピューター 東芝	1	8,03	339,900	33,990	6	0.166	284,888	0			50,781		234,107
7マツキントツシュ perform8310	1	8,03	293,550	29,355	6	0.166	246,040	0			43,856		202,184
8MSシュレンダー N4276	1	8,03	220,626	22,062	6	0.166	184,919	0			32,961		151,958
9リコー3112 DW-L	1	8,03	303,850	30,385	6	0.200	244,600	0			54,693		189,907
小 計			2,857,426	285,472			2,350,798				400,277		1,950,521

固定資産台帳・減価償却費明細書 (2)
(平成9年4月1日から平成10年3月31日まで)

定額法 (単位:円)

資産名	数量	取得年月	取得価格	残存価格	耐用年数	使用月数償却率	期首簿価	期中増加	期中減少	除却年月	普通償却額	特別割増償却額	期末簿価
10ファクシミリ SL-1100	1	8,6,6	313,000	31,300	5	0.200	266,050	0			56,430		209,710
11複写機 SPRTO-3500	1	8,6,6	590,000	59,000	5	0.200	501,500	0			106,200		395,300
12パーソナルコンピューター EMPC3306577	3	8,9,2	750,000	75,000	6	0.166	684,638	0			112,050		572,588
13プリンター キャノン LPB-830	1	8,9,2	230,000	23,000	6	0.166	209,956	0			34,362		175,594
14デジタルビデオカメラ	1	9,3,14	216,000	21,600	5	0.200	212,760	0			38,880		173,880
15変換VTR 松下AG-W2	1	9,3,14	280,000	28,000	5	0.200	275,800	0			50,400		225,400
16テレビ TH29ZS1 松下29型ワイド	1	9,3,14	280,000	28,000	5	0.200	275,800	0			50,400		225,400
17パーソナルコンピューター 東芝 50 OXATモデル	3	9,3,17	663,000	66,300	6	0.166	654,746	0			99,052		555,694
18パーソナルコンピューター 富士通FMV-6200T5	1	9,3,17	372,000	37,200	6	0.166	367,369	0			55,576		311,793
小 計			3,694,000	369,400			3,448,619				603,260		2,845,359

固定資産台帳・減価償却費明細書(3)
(平成9年4月1日から平成10年3月31日まで)

定額法 (単位:円)

資産名	数量	取得年月	取得価格	残存価格	耐用年数	使用月数償却率	期首簿価	期中増加	期中減少	除却年月	普通償却額	特別割増償却額	期末簿価
19プリンター EPSONLP-9200S	1	9,3,17	219,000	21,900	6	0.166	216,274	0			32,718		183,556
20製本機 ウチダW型140-0010	1	9,3,31	414,000	41,400	5	0.200	407,790	0			74,520		333,270
21パーソナルコンピューター 富士通ノートPC8810	1	9,3,31	390,000	39,000	6	0.166	385,145	0			58,266		326,879
22郵便料金計器 コクヨ	1	9,3,31	430,000	43,000	5	0.200	423,550	0			77,400		346,150
23複写機 リコーイマジオDA505	1	9,3,31	1,480,000	148,000	5	0.200	1,457,800	0			266,400		1,191,400
24ソーター リコーステープSR10	1	9,3,31	260,000	26,000	5	0.200	256,100	0			46,800		209,300
25マッキントッシュ 8600-250	1	10,3,30	464,100	46,410	6	0.166		464,100			5,778		458,322
小 計			3,657,100	365,710			3,146,659	464,100			561,882		3,048,877
合 計			10,208,526	1,020,852			8,946,076	464,100			1,565,419		7,844,757

	人件費		謝金		旅費		庁費		計		
	運営費	算	運営費	算	運営費	算	運営費	算		運営経費計	算計
4	3,234,322	0	0	0	1,804,511	48,040	1,786,044	26,463	6,899,380	6,824,877	74,503
5	3,660,782	0	20,000	0	1,713,544	29,100	10,747,137	380,850	16,551,413	16,141,463	409,950
6	8,852,135	0	0	0	1,804,640	13,700	3,209,094	7,088,397	20,967,966	13,865,869	7,102,097
7	3,476,976	0	0	652,600	835,500	33,060	3,511,110	1,745,791	10,255,037	7,823,586	2,431,451
8	3,461,100	0	11,111	9,655,000	2,086,513	0	3,829,461	1,075,426	20,118,611	9,388,185	10,730,426
9	5,078,694	0	0	0	915,797	24,280	4,528,882	5,169,499	15,717,152	10,523,373	5,193,779
10	4,414,680	0	850,000	10,088,888	2,151,730	943,990	3,402,217	20,134,544	41,986,049	10,818,627	31,167,422
11	4,022,924	0	0	2,945,440	269,830	0	9,679,083	7,724,075	24,641,352	13,971,837	10,669,515
12	11,274,921	0	33,334	33,333	780,100	3,235,860	3,276,572	24,708,033	43,342,153	15,364,927	27,977,226
1	4,042,457	0	0	6,454,644	2,529,010	38,680	2,507,294	341,797	15,913,882	9,078,761	6,835,121
2	4,138,939	0	0	33,333	1,330,080	1,551,260	4,108,870	2,875,018	14,037,500	9,577,889	4,459,611
3	3,728,065	0	710,000	7,124,533	511,200	5,027,599	6,261,091	71,340,619	94,703,107	11,210,356	83,492,751
mi	0	0	0	2,904,825	0	0	1,833,211	6,678,664	11,416,700	1,833,211	9,583,489
	59,385,995	0	1,624,445	39,892,596	16,732,455	10,945,569	58,680,066	149,289,176	336,550,362	136,422,961	200,127,341

제313차 수요 시위에 임하며...

지난 92년 시작된 정신대문제대책협의회 수요시위는 오늘로 313회를 맞고 있다. 지난 98년 5월 7일 한국 정부는 일본군 위안부 할머니에게 정부 지원금 3천150만원과 국민성금 3백만원을 합쳐 1인당 3천4백50만원을 지급하기로 결정하고 오늘 현재 136명에게 지급하였다. 이런 결과는 지난 3년 동안 일본 정부의 기만적인 국민기금 지급 책동을 저지하기 위해 싸워 온 할머니들과 시민단체들의 노력의 결실이라고 믿는다. 그로 인해 할머니들의 생활이 조금이나마 편안해지실 것을 생각할 때, 의미있는 일이라 할 수 있다.

우리 정부가 정신대 할머니들에게 지급한 지원금에 대한 정부의 결정은 위안부 피해자 보상에 있어서 도저히 우위를 확보하려는 것에 그쳐서는 안된다. 정부는 일본정부의 배상을 정부차원에서 요구하지 않겠다는 방침을 철회하고 분명히 일본에게서 위안부 문제에 대한 범죄행위의 인정과 범죄에 대한 보상을 받아내는데 최선을 다해야 할 것이다. 정부는 지난 3년간 정대협과 할머니들이 고수해온 원칙에 따라 후속 노력을 해야 할 것이다.

정대협과 수요시위에 참여하는 여러 단체들은 그동안 우리 312차에 걸친 시위를 통하여 1.전쟁 범죄 인정 2.진상규명 3.공식사죄 4.전범자 처벌 5.자료판 진립 6.피해자들에 대한 배상 7.역사교과서 기록을 증기차게 요구해 왔다.

이 요구사항들은 어떤 상황에서도 철회되거나 타협할 수 없는 것들이다. 그리고 우리는 계속하여 제국주의적 망상에 빠져 오만함을 보이고 진실을 모도하는 일본과 일본 정부가 역사 앞에 진정으로 반성하고 피해자 할머니들에게 구류불고 사죄하는 그 날까지, 우리 할머니들의 문제에 '적당히' 대응해 온 사람들의 양심의 소리가 깨어 일어나 소리 높여 우리의 구호를 따라 외칠 그 날까지, 우리의 외로운 수요시위는 계속될 것이다.

우리는 다시 한번 우리의 요구를 소리높여 외친다.

일본 정부는 국제법에 따라 피해자에게 사죄하고 배상하라!
일본 정부는 민간기금 철회하고 특별법을 제정하라!
일본 정부는 책임자를 처벌하라!
일본 정부는 일본군 범죄에 대한 진상을 규명하라!
한국 정부는 일본정부에게 사죄와 배상을 강력히 요구하라!
한국 정부는 자주외교를 실현하라!

1998년 5월 20일

제313차 수요시위 참가자 일동

戦後補償実現！FAX速報 No.221. 98. 5. 31.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

TEL：03(3237)0287 FAX：03(3237)0217

受信料：月額1000円（切手可）郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 E-mail cfrtyc@aol.com

◆英国人元日本軍捕虜ら謝罪と補償求め抗議行動。天皇訪英を機に問題未解決をアピール

27年ぶりに天皇夫妻が英国を訪問。5月26日バッキンガム宮殿に向かってパレードを行ったが沿道で日本軍捕虜だった元兵士らが馬車に背を向ける抗議を行い、謝罪と補償を行わない日本政府を厳しく批判した。英国のメディアも天皇の歓迎行事と元捕虜らの抗議とをほぼ半々に伝え、問題が未解決であることが強くアピールされた。同宮殿で開かれた歓迎晩餐会でエリザベス女王は「戦争の痛ましい記憶は今日も私たちの胸を刺すが、和解への力ともなっている」と述べ、天皇は「戦争により人々の受けた傷を思う時、深い心の痛み（deep sorrow and pain）を覚えます」と語った。ほぼ予想された内容だが、元捕虜の多くは「明白な謝罪がない」と批判した。日本との経済関係を重視するブレア首相は「補償問題は50年前に解決している」と明言、「遺恨が日英関係を支配してはならない」と新聞やTVで呼びかけるなどして異例の配慮を示した。

一方、元捕虜らの抗議行動が大きく紹介されることを恐れた日本政府は、24日に連合軍捕虜が多数亡くなった泰緬鉄道の起点タイのカンチャナブリに元日本兵5人と英人元捕虜兵士7人を招待し、両国大使も出席して合同慰霊式を行い、「和解」を演出した。一部元捕虜らから「体験は忘れられないが、公の謝罪や新たな補償は必要ない。戦争犠牲者はわれわれだけではないのだから」などというコメントを引き出しているが、記事にしたのは「読売」（5/25）だけ。「朝日」（5/28）は「まだ遠い戦後の和解」と題する社説で、多くの日本人は「戦争の苛酷な体験や心の痛みを被害者の立場に立って知ろうとはしてこなかった」と提起した。（独り）

なお、抗議を行った英国の元捕虜らが原告となって日本政府を訴えたイギリス等元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟が28日東京地裁で結審した。判決期日は未定だが、年内または年度内になる見込み。

◆スイス国立銀行はナチス金塊の略奪知りつつ購入とスイス政府専門家委が発表・非難

ユダヤ略奪金塊問題で96年から調査を重ねてきたスイス政府の歴史法律家専門委員会は25日中間報告書を発表し、スイス国立銀行はナチスの略奪・接収によるものと知りながら戦時下のドイツ帝国銀行から時価2億8千万ドル（現在の価値は25億ドル＝約3400億円）の金塊を購入したと断定。組織的虐殺・略奪を知りながら金塊の出所を調べなかったなどモラルの欠如を糾弾した内容。スイス政府が事実を認めたのは初めて。委員会はスイス、米、イスラエルなどの歴史、法律専門家9人で構成する独立委員会、真相究明が目的。最終報告は2001年に出される予定。（5/26独り）

◆ボスニア伊軍、少女買春の関与の疑い。沖縄宜野湾市の女性殺害事件遺族に準国家補償

23日付スペイン紙「エル・ムンド」はスペイン情報機関の調査結果として、ボスニア・

ヘルツェゴビナ駐留平和安定軍(SFOR)参加のイタリア軍部隊がボスニアの犯罪組織と結託してサラエボの部隊本部で地元の少女らに兵士相手の売春をさせていたことが明らかになったと報じた。SFORは25日調査を開始したと発表。(5/27誌) 一方、95年に沖縄宜野湾市で米兵に殺害された金城加奈子さん(当時24歳)の遺族が犯人の元海兵隊員に対し損害賠償を求めた訴訟で、沖縄地裁は昨年6月に約7880万円の支払いを命じたが、懲役12年の刑が確定して横須賀刑務所で服役中の元米兵には支払い能力がないため、遺族の求めに応じて日米両政府は今年12日までに判決確定額を分担して支払ったことがこのほど判明。名目は「見舞金」で分担は米政府が約4700万円、日本政府が約3200万円。米兵の公務外の事件の被害者・遺族に賠償判決額が全額支払われたのは日本では初めて。世論を配慮して国家補償に準じた扱いとなった。(5/29朝日)

◆(裁判報告) 731部隊被害者遺族3人が証言。「清算されない限り、日本を許せない」

25日東京地裁で 731部隊細菌戦被害者国家賠償請求訴訟の第2回口頭弁論が行われ、原告の被害者遺族3人が証言した。中国・浙江省から来日した楊大方さん(66)、金祖池さん(76)、薛培沢さん(69)が陳述した。日本軍が投下したペスト感染ノミによって父親が感染・発病し、うめき苦しんだ果てに亡くなったという楊さんらは「残忍非道な犯罪行為が清算されない限り、日本政府を許すことはできない」「日本政府が事実を認め、謝罪と賠償をしなければ、真の友好は築けない」と語った。(5/26朝日)

■<案内> 6月26・27日ソウルで日韓合同の法律家シンポジウム

「戦後補償を考える弁護士連絡協議会」(弁連協)と韓国の「民主社会のための弁護士の会」は6月26日(金)午後2時からソウル弁護士会館でシンポジウム「戦後補償——韓日請求権協定の再照明」を開く。田中宏一橋大学教授、金敬得弁護士、鄭印燮ソウル大学教授らが報告、李仁夏牧師、新美隆弁護士らがパネリストとして参加する。また、27日には午後3時から「韓国挺身隊問題対策協議会」(挺対協)主催で「関釜裁判評釈会」が同弁護士会館で開かれる。山本晴太弁護士、藍谷邦雄弁護士、金チャンノク釜山大学教授らが報告する予定。両シンポジウムに参加するツアー参加者を弁連協が募っている。詳しくはウリ法律事務所(03-3359-8832)まで。

■<案内> 「アメリカ&カナダ・証言の旅—アジアのホロ・コーストを問う」

6月25日出発/7月8日帰国、北米のNGO「世界抗日戦争史実維護連合会」(Global Alliance for Preserving the History of WWII in Asia、本部=サンフランシスコ)主催の日中戦争に関する展示会(731、毒ガス、「慰安婦」、南京大虐殺などをテーマにトロント、ニューヨーク、ワシントン、バンクーバー、サンフランシスコで開催)に参加。展示会名は「第2次世界大戦のアジアにおける忘れられたホロコースト」、日本人招待証言者=篠塚良雄、東史郎、小川武満さん。問合せ・申し込み先=東京日比谷法律事務所(03-3501-5565、担当=小田)

■<案内> VAWW-NET Japan発足記念シンポジウム—「女性国際戦犯法廷」に向けて

6月7日(日)13:00~シニアワーク東京地下講堂、講演・報告=尹貞玉(韓国挺身隊問題対策協議会共同代表)、松井やより(アジア女性資料センター)さん、パネル・ディスカッション=中原道子、内海愛子、大越愛子、高里鈴代、西野瑞美子さん。参加費=千円。連絡先=「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW-NET Japan)03-3477-0302

*お知らせ:次号(222号)は6月8日(月)発行予定です。(「FAX速報」編集部)

戦後補償実現！FAX速報 No.222. 98. 6. 8.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 電話102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301番
FAX: 03 (3237) 0287 電話: 03 (3237) 0217
受信料：月額1000円（切手可） 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *E-mail cfrtyc@aol.com

◆米下院議員会館で「慰安婦」展始まる。米議員、韓国・フィリピンの被害者と記者会見
6月1日からワシントンの米下院議員会館（キャノン・ハウス・ビル）玄関ホールで「第2次大戦における日本軍慰安婦—争う余地のない悲劇」と題する展示が始まった。下院人権委員会、下院女性問題委員会、下院アジア太平洋系アメリカ人委員会、「慰安婦」問題ワシントン連盟(WCTF)、韓国人協会が共催したもので、韓国、北朝鮮、フィリピン、インドネシアの被害者らの写真約30点や年表、説明などのパネルなどが展示された。4日には議事堂前で記者会見が行われ、昨年7月に米下院にリビンスキー下院議員が提出した対日謝罪・補償要求決議案(126号)の賛同者であるアンダーウッド下院議員（グアム州）、エバンス下院議員（イリノイ州）が韓国の被害者金福重(金・福重)さん、フィリピンのロシータ・ナシノさん（現在ルイジアナ在住）と一緒に日本政府に対し公式謝罪と補償を訴えた。また同日議員会館内で行われた昼食会とパネル・ディスカッションでは、金福重、ロシータ・ナシノさんの証言の後、申恵秀(シン・ヘイ)韓国挺身隊問題対策協議会国際協力委員長、ボニー・オー教授（ジョージタウン大）、マーガレット・ステッテ博士（同）、クリストファー・シンプソン教授（アメリカン大学教授）が「国民基金」問題などについて報告した。アンダーウッド議員らによれば、対日決議案賛成者は現在65名で、さらに増える見込み。この催しには台湾の謝啓太立法委員（議員）、王清峰台北市婦女救援社会福利事業基金会元理事長らも参加した。展示は12日まで。(ワシントン/ICR' 98)

◆韓国元兵士1164人ベトナム戦枯れ葉剤被害で1人3千万円の国家賠償請求訴訟
64～73年にベトナム戦争に参加し、米軍が散布した枯れ葉剤によるガンや神経系の疾患などの後遺症に苦しむ被害者1164人が2日までに韓国政府に対して慰謝料の支払いなどを求めて国家賠償請求訴訟を起こした。韓国からベトナムに派兵されたのは約32万人（内5千人が戦死）で、帰還兵の内約9100人を韓国政府は被害者または被害の疑いのある者と認定し、93年に被害者救済のための特別法を制定し、年金支給などを行ってきた。しかし、「ベトナム枯れ葉剤被害者救済会」（李秀万会長）らは「法制定以前の苦痛が償われていない」として1人当たり3億ウォン（約3千万円）の支払いを求める集団訴訟に踏み切ったもの。韓国で枯れ葉剤被害者が国家賠償を求めたのは初めて。(6/3読)

一方、7日CNNは米軍がベトナム戦争中にサリンを使用していたと報じた。当時の米統合参謀本部議長トマス・ムーラー氏は8日読売新聞に対し、「同氏がサリン使用の事実を認めた」とするCNNの報道を否定したが、サリン使用の可能性は否定せず、「戦時に道義などない。戦争とはそもそも殺人で始まる」と使用は状況次第で正当化できるとの見解を語り、当時毒ガス兵器使用を禁じるジュネーブ条約に米国が署名済みだった点についても、「米上院はまだ承認（批准）していなかった」と正当性を強調した。(6/8読、6/9読)

◆中立4ヵ国がナチスに兵器資材供給、パチカンも親ナチの逃走を黙認と米報告書が批判
2日米政府が公表した報告書によれば、第2次大戦中に中立国であるスウェーデンが鉄鉱石を、ポルトガルとスペインがタングステンを、トルコが鋼材強化用の金属類をそれぞれナチスに供給し、ナチスが必要とした各金属の90-100%をまかなっていた。ナチスはユダヤ人から略奪した金塊約3億ドル分をこれらの購入資金に充て、支払いの大半はスイス国立銀行をとおして行われたことも判明し(蔵221号参照)、中立国がナチの略奪と戦争遂行に協力していたと米國務省は批判している。また、ユーゴの親ナチ政権が崩壊し、セルビア人やユダヤ人を迫害した幹部らが逃亡した際、パチカンに近接する宗教系の施設が隠れ家に使われた可能性が強く、パチカンに確認を要請したが、パチカン側は調査できないと回答してきたという。今後、真相究明を求める声が一層高まると予想される。(6/4組)

◆北朝鮮「慰安婦」・戦争補償委が「日本は拉致疑惑より過去の清算せよ」と談話

6日の平壤放送・朝鮮中央放送によると、朝鮮民主主義人民共和国の従軍慰安婦・太平洋戦争被害者補償対策委員会のスポークスマンが5日談話を発表し、北朝鮮による日本人拉致疑惑は、日本が「過去の犯罪行為」の責任から逃れるための「磨余の策」に過ぎないと批判。「日本は何の証拠もない疑惑にしがみつかず、朝鮮とアジア人民に対する犯罪的な過去を清算すべきである」と主張した。(6/6組、6/7組)

◆戦時下の性暴力続く「女性国際戦犯法廷」を2000年に開催呼びかけ

7日「戦争と女性への暴力」日本ネットワークが発足記念シンポジウムを開き、2000年12月に加害者の処罰を求める「女性国際戦犯法廷」を開くことを呼びかけた。約250人が参加し、韓国挺身隊問題対策協議会共同代表の尹貞玉さん、VAW-NET Japanの松井やよりさん、内海愛子、大越愛子さんらが報告、ICC(国際刑事裁判所)への提言をまとめ、公開中の映画「プライド」を批判する抗議声明を出した。(6/8組、組別)

■<案内>毎日新聞「ナヌムの家」の虚報をめぐってマスメディアの報道姿勢を問う!

6月13日(土)14:00-東京ボランティアセンター会議室(飯田橋)、話=浅野健一(同志社大)、若菜みどり(千葉大)、発言=奥武則(毎日新聞学芸部長)、ビデオ出演=ピョン・ヨンジュ(映画「ナヌムの家」監督)、資料代=700円(当日)、前売=500円は座で申込、主催=「憂楽観」の虚報を考える会 ☎03-5684-0484

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働関連NGO連絡会公開報告会

6月16日(火)19:00-シニア・ワーク東京5F第2セミナー室(飯田橋)、「いま世界は「慰安婦」・強制労働問題をどう見ているのか?」報告①国連人権委員会現代奴隷制部会報告/洪祥進(朝鮮人強制連行真相調査団)、②ILO総会報告/持崎多聞・矢野秀喜(強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク)、③ワシントン報告/有光健(ICC'98)、会場費=500円、主催=同国連NGO連絡会 ☎03-3237-0217、☎03-3237-0287

■<案内>激動のインドネシア現地報告集会/インドネシアの元「慰安婦」は今...

6月18日(木)18:00-シニア・ワーク東京5F第2セミナー室(飯田橋)、ビデオ=「声閉ざされて、そして」(中京TV、97年制作)上映、報告=木村公一(中部ジャワ、アブディエル神学大学)、「国民基金」の高齢者施設事業の現地報告も。会場費=700円、主催=インドネシアの「慰安婦」問題を考える会 PES050-137-9719

<裁判情報>6月13日(木)10:00-中国強制連行・原告劉運仁さん本人尋問、東京地裁103号(地裁前集合9:30、報告集会:14:00-弁護士会館1003号)

戦後補償実現！FAX速報 No.223. 98. 6. 14.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
FAX: 03 (3237) 0287 ☎: 03 (3237) 0217
受送料：月額1000円（切手可）郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *B-mail cfrtyc@aol.com

◆中南米からの日系人戦時強制収容に米大統領が謝罪と補償。国籍を超えた補償が実現

第2次大戦中ペルーなど中南米諸国から米国内の収容所に強制連行・抑留された元日系ペルー人らが米政府に謝罪と補償を求めている集団訴訟は原告と司法省との間で6月11日和解が成立、両者が12日ロサンゼルスとサンフランシスコで記者会見して発表した。リノ米司法長官は米政府の過ちを公式に認め、「50年以上前、米政府は貴殿らを不当に収容し、自由を剥奪した。米国民を代表して心から謝罪する」というクリントン大統領の謝罪文もロスで発表された。補償額は1人5千ドル（約72万円）で、米国に市民権を持っていた日系人への補償額の1/4。対象は米国内のキャンプに収容された2,264人とキャンプ内で生まれた68人の内、「市民自由法」が制定された1988年8月10日段階での生存者（88年以降に死亡の場合はその家族）で約1,200人とみられ、「市民自由法」を拡大運用する形をとるという。ロス在住のカルメン・モチズキさんら5人が公式謝罪と2万ドルの補償を求めて96年8月にロス連邦地裁に提訴し、その後ワシントンの連邦請求裁判所に移管され、同裁判所が和解を強く促していたもの。この間原告や弁護団（ロビン・トマ弁護団長）、「正義のためのキャンペーン」（ジュリー・スモール、萩原亜矢子代表）などが各国の被害者に申請を呼びかけ、掘り起こし調査を進め、日本国籍420人を含む587人が今年初めまでに申請手続きを取った。残る約600人の対象者にも今年8月10日までに申請するよう呼びかけている。米国籍や永住権を持っていた日系人には2万ドルが支払われているのに、補償基金の残額が少ないことなどを理由に5千ドルと金額で差がつけられたことに不満の声も多く、今後の課題を残したが、訴えの根拠となった「市民自由法」の適用期限が今年8月10日に切れるので、原告側もその前に和解に応じたもの。米政府が国籍を問わない戦後補償に踏み切ったことで、日本の戦後補償問題への影響が注目される。（6/12読・州 6/13読）ICR '98に入った連絡では、報告とさらなる申請呼びかけのため弁護団が近く再来日する予定。

◆最高裁、予防接種禍訴訟で初めて「除斥期間」に例外認める。「当事者の事情」を配慮

12日最高裁第2小法廷は46年前に受けた予防接種のために重度の障害を負った広島県の男性(46)に「除斥期間」の例外を認める逆転勝訴判決を下した。他の61家族と一緒に国に損害賠償を求め、1審の東京地裁では勝訴し、2審の東京高裁でも他の61家族は勝訴しながら、この男性と家族だけが提訴が遅すぎたという理由で却下された事件。最高裁は、単に20年経過したというだけで一切の権利行使が不可能となり、加害者は損害賠償責任を免れるのは「著しく正義・公平の理念に反する」として、従来一定期間経過後は個々の事情に関係なく一切権利の行使を認めないとしてきた「除斥期間」に初めて例外を認め、東京高裁に審理を差し戻した。両親の上告は棄却されたが、「当事者の事情」を考慮し、時の壁を崩して被害者救済の道を開いた画期的判決で、同じく時効・除斥期間が壁になっていた

る一連の戦後補償裁判への影響も指摘されている。(6/12様々)

◆戦犯裁判などの外交文書公開。天皇の訴追回避、毒ガス、B C級戦犯の関係記録に注目
外務省は13日付けで東京裁判などの軍事裁判関係文書と50-60年代を中心とする外交文書合計 909件、約2300冊を公開し、14日付各紙朝刊は一斉にその内容を紹介した。B C級裁判の關係の裁判記録の一部、戦犯の釈放、罷免を求める政府の動き、海外の法廷での弁護人報告や天皇の訴追回避を検討した記録、日本軍が中国で毒ガスを使用したことを目撃した日本人捕虜の証言が認定された中華民国での戦犯裁判の判決文などが含まれており、今後の検証・研究が期待される。東京・麻布台の外交資料館でマイクロフィルムで閲覧できる。(6/14様々)

◆北朝鮮の元「慰安婦」も名乗り出た後すでに約40人が他界。日本側の資料・情報提供を
5月中旬から約3週間朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)を訪ね、戦争被害者の取材をしてきた写真家の伊藤孝司さんによれば、北朝鮮政府に名乗り出た元「慰安婦」被害者の数は216人、内約40人がすでに亡くなっているという。朝鮮対外文化連絡協会では、日本各地の動きをもっと知りたいと情報提供を要請している。(送付先は、朝鮮民主主義人民共和国平壤市中区域、朝鮮対外文化連絡協会あて。)伊藤さんの報告は、近く「週刊金曜日」、月刊誌「世界」などに掲載予定。報告会は18日夜、名古屋YWCAで(下記参照)。

◆映画「南京1937」スクリーン切り裂き、右翼が上映妨害。「自由への挑戦」と抗議声明
6日横浜市の映画館「シネ・ベティ」で上映中の香港・中国合作映画「南京1937」の上映中に右翼がスクリーンを刃物で切り裂いた事件で、同映画の全国上映委員会の木全純治代表や田中宏一橋大教授、映画監督の若松孝二さんらは11日「表現の自由への重大な挑戦」とする抗議声明を発表、木全さんらは「プライド」との同時上映も提案した。(6/12朝)

◆<追加情報>韓国ベトナム戦枯葉剤被害者国家賠償請求訴訟(2225既報)の原告1,164人の請求総額は3492億ウォン(=約349億円)。ソウル地裁への賠償請求理由は「戦争中の毒性物質使用を禁じたジュネーブ議定書(1925年)違反」。(6/3朝)

■<案内>朝鮮民主主義人民共和国の戦争被害者訪問報告会-知っていますか?強制連行:「従軍慰安婦」被害者たちのことを: 6月18日(木) 18:30-名古屋YWCA 2F ビッグ・スペース、報告=伊藤孝司さん(スライド、ビデオも上映)、参加協力費=千円、主催=愛知県朝鮮人強制連行真相調査団 ☎052-571-5485、旧日本軍による性的被害女性を支える会 ☎052-961-7707

■<案内>連続講座第3回「日本軍の細菌戦争を裁く」

6月19日(金) 18:30-中野商工会館(中野駅北口徒歩5分)、ビデオ「ドキュメント細菌戦」上映、講演「日本軍の中国侵略と国際法違反」藤原彰さん(歴史学者)、主催=日本軍による細菌戦の歴史事実を明らかにする会・東京 ☎03-5341-3462

■<案内>報告と討論会:「慰安婦」裁判の現状と今後-関釜判決を受けて

6月20日(土) 18:00-シニア・ワーク東京(飯田橋)、①「慰安婦」訴訟各弁護団からの発言(各裁判の現状、関釜裁判判決の評価)、②会場討論(裁判支援の連携をどうつくるか、立法解決の可能性)、会場費=800円、呼びかけ=在日の「慰安婦」裁判を支える会 ☎0422-41-0251 ☎0422-48-1662

<裁判情報> 6月17日(水) 13:40-731・南京・無差別爆撃訴訟原告証人尋問(浅井基文、内池慶四郎氏)、東京地裁103号(報告集会:弁護士会館10F)

《宋神道さんの裁判——在日元「慰安婦」謝罪補償請求裁判——》

第19回口頭弁論と報告集会

宋神道さんが謝罪と補償を求めて提訴してから、この4月で丸5年がたちました。この間、4月末には山口地裁下関支部で関釜裁判の判決があり、また、フィリピンとオランダの裁判は、既に結審しています。宋さんの裁判もいよいよ大詰めです。今度の裁判にも是非、傍聴にお出かけ下さい。

今度は、7月10日(金)です。

《口頭弁論》

日程：◇ 10時15分 東京地裁 前集合
◇ 10時30分 傍聴券抽選開始
◇ 11時 開廷（地裁713号法廷）

場所：◆東京地裁（地下鉄蔵前駅下車 AI出口すぐ）

※ 口頭弁論終了後、713号法廷向かいの控室にて、宋神道さんからの挨拶と、当日の口頭弁論の内容や今後の方針などについての弁護士による簡単な報告・解説をおこないます。



《裁判支援報告集会》

◆内容：① 宋神道さんのおはなし

② 弁護士のおはなし

関釜裁判判決が宋神道さんの裁判にとって、どういう意味を持つのか、本裁判の主張に照らして、その意義影響などについて解説していただきます。

◇日程：18時半から20時半

◆場所：シニア・ワーク東京 第2セミナー室

（飯田橋・エドモンド・ホテル並び；Tel:03-5211-2310；地図は裏面参照）

◇参加費：500円

在日の慰安婦裁判を支える会

連絡先：Tel:0422-41-0251；Fax:0422-48-1662；郵便振替：00130-7-760722

「慰安婦」裁判の現状と今後

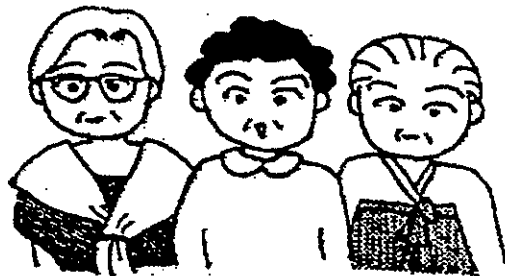
— 関連判決をうけて —

4月27日、山口地裁下関支部で、「慰安婦」にされた原告らの「性奴隷制」下での被害を十分に認めた上で、「慰安婦」問題の立法解決を促す判決が出されました。

この機会に、「慰安婦」被害者の裁判支援運動や立法化運動の中で、この判決をどう活かしていけるのか、ともに考える場を持ちたいと思います。

今年から来年にかけて、東京地裁では「慰安婦」被害者の裁判が、続々と結審、判決を迎えます。ぜひご参加ください。

来てね



日時：6月20日(土)午後6～9時

場所：シニア・ワーク東京

(飯田橋・エドモンド・ホテル並び；Tel:03-5211-2310)

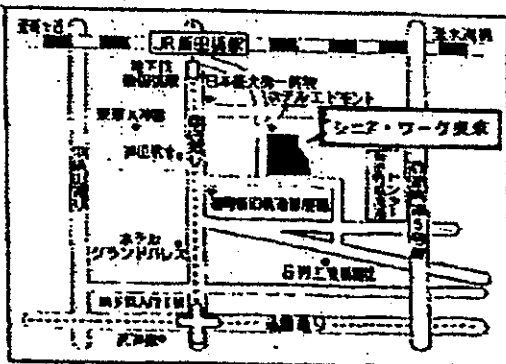
会場費：800円

内容：① 各弁護団からの発言

- ・各裁判の現状
- ・関連裁判判決の評価

② 会場との議論 —— 今後に向けて

- ・裁判支援の連携をどうつくるか
- ・立法解決の可能性



JR中央線・有楽町線・有楽町線・南北線・飯田橋駅 A3orA2 出口下車7分
有楽町線・飯田橋駅・有楽町線・有楽町線・有楽町線
九段下車B2出口徒歩7分

【呼びかけ】在日の慰安婦裁判を支える会

連絡先：Tel:0422-41-0251, Fax:0422-48-1662, 郵便振替：00130-7-760722

【協賛】戦後責任を問う・関連裁判を支援する会、フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会、フィリピン人元「慰安婦」と共に・ルネス、日本の戦後責任をハッキリさせる会、中国人「慰安婦」裁判を支援する会、中国における日本軍の性暴力の実態を明らかにし、賠償請求裁判を支える会(仮称)

【後援】「在日元従軍慰安婦」謝罪・補償請求事件弁護団、釜山従軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪請求訴訟弁護団、フィリピン「従軍慰安婦」国家補償請求訴訟弁護団、アジア太平洋戦争韓国入籍者補償請求訴訟弁護団、オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟弁護団、中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟弁護団、日本軍による中国人性暴力被害賠償請求訴訟(仮称)弁護団